

【基本理念】

計画に新たに加える
施策の方向性

施策

<現計画>

すべての子どもが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長して、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。そのため、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子供の成長を支える社会づくりに取り組みます。



<新計画>

すべての子どもたちが、そのおかれた環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長し、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指します。そのために、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、学校や地域がそれぞれの立場で責任を自覚し、相互に連携することにより、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていきます。

新設 【分野横断的な基本方針】

実態調査P18
<保護者の自己肯定感>

①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

- 貧困は早い段階から雪だるま式に。早期に把握、適切な支援へ。
- ライフステージに応じ切れ目なく、また、様々な主体の様々な支援が有機的に連携。そのための情報共有のあり方。
- 多くの民間団体が地域で子ども、家庭を支えている現状の認識と、その取組への支援のあり方。

②支援が届かない、または届きにくい子ども・家庭への支援

- 声を上げられない子どもたちに早期に気づき支援へ。アウトリーチの充実。
- 支援情報にアクセスできない家庭に積極的に情報提供。子どもにも周知し、夢に向かって学び挑戦する意欲を。
- 学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室等で貧困の子どもを把握し、SSWが地域へつなぐ。
- 親の健康状態、子供・親の障害、日本語が不自由、困窮度の高いふたり親世帯など、困窮層の多様性。

実態調査P8
<中学生の将来の進学希望>

③地方公共団体による取組の充実

- 市町村による子どもの貧困対策についての計画策定を促進し、地域の実情を踏まえた取組を進める。
- 地域をまたいだ支援の実現など、県の広域的な調整の必要性。

重点施策（柱）	妊娠～乳幼児期	小学校	中学校	高等学校等～
教育の支援	すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの希望に沿った多様な職業の選択、進学率の上昇や所得の増大につながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点からも非常に重要です。 また、本県の未来の担い手の育成という観点からも教育の充実を図る必要があります。			
	○子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与える幼児教育・保育の質の向上	○学校を地域に開かれたプラットフォームとし、SSW、地域で支援に携わる人材、NPO等民間団体が中核となり、放課後児童クラブ、放課後子供教室、地域福祉との様々な連携。 ○地域の実情に応じて「プラットフォーム」のあり方は多様。 ○学校関係者など、子どもを取り巻く関係者が生活困窮者自立制度等の支援情報を認識する必要性。 ○高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートの必要性。		
	○幼児教育・保育無償化	○ちばっ子「学力向上」総合プラン（学習サポーターの派遣） ○生活困窮者自立支援制度による学習・生活支援 ○小中学生の就学援助制度	○地域未来塾（無料の学習支援）	○生活福祉資金貸付 ○奨学のための給付金、貸付、就学支援金、授業料の減免など ○夜間定時制高等学校夕食費補助 ○学び直し支援金 ○地域若者サポートステーション
		○放課後子供教室		
		○OSC・SSWの配置 ○教員への教育相談に関する資質向上研修 ○キャリア教育推進事業 ○ひとり親家庭等に対する学習支援 ○生活保護による教育・生業扶助		
	○特別支援教育就学奨励費 ○母子寡婦福祉資金貸付			
	○子どもと親のサポートセンター教育相談			

重点施策（柱）	妊娠～乳幼児期	小学校	中学校	高等学校等～
生活の安定に資するための支援	<p>貧困状態にある子どもたちやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要です。</p> <p>また、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活への支援、更には親のもとで生活ができない子どもたちを社会的に養育し自立させることが必要です。</p> <p><現計画> 児童養護施設に入所する児童等への支援</p> <p>○貧困、予期しない妊娠など、困難を抱える女性に対し、妊娠・出産期から早期に課題の把握。社会的孤立を防ぐ。</p> <p>○乳幼児期に貧困の端緒の発見、支援。</p> <p>○生活保護を受給していない困窮家庭の把握、支援 ○居場所・食・住宅に関する支援。</p> <p>○家庭で適切な養育が受けられない子どもに対する里親等の家庭的な環境での養育、社会人として自立するための支援。</p> <p>○乳児家庭全戸訪問 ○養育支援訪問 ○子育て世代包括支援センター ○母子保健事業による支援○妊娠SOS相談 ○乳幼児健康診査 ○保育士等への研修</p> <p>○【再】放課後子供教室</p> <p>○放課後児童クラブ</p> <p>○社会的養護自立支援事業 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 ○【再】地域若者サポートステーション</p> <p>○子ども医療費助成事業</p> <p>○生活困窮者自立支援制度による自立相談支援 ○中核地域生活支援センター ○民生委員、児童委員制度 ○母子生活支援施設 ○ひとり親家庭等生活向上事業 ○母子・父子自立支援員に対する研修 ○児童家庭支援センター ○親力アップいきいき子育て広場 ○引きこもり地域支援センター ○子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば） ○里親等への委託の推進 ○児童養護施設、乳児院等の機能強化 ○児童相談所の体制・機能強化 ○生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金 ○県営住宅へ入居する際の子育て世代への優遇措置 ○住宅セーフティネット制度・あんしん賃貸支援事業 ○生活保護世帯の支援員、民生委員等への研修</p>			
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<p>親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止に当たり大きな教育的意義があります。</p> <p>一方で、親自身の状況やその置かれている環境により、就労の機会や十分な就労収入が得られないことも多く、その状況等に応じた支援の充実が必要です。</p> <p>○単に職を得るにとどまらず、所得の増大など、職業生活の安定と向上に加え、保護者が早朝・深夜の勤務をしても子どもが健やかに成長できる体制の整備。</p> <p>○困窮度の高いふたり親世帯への支援や、中間的就労支援など、保護者の状況に応じたきめ細かい支援</p> <p>○生活保護法・生活困窮者自立支援制度による就労支援事業・就労自立給付金 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 ○生活保護法による生業扶助 ○母子家庭等自立支援給付金 ○ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付</p> <p>○【再】放課後児童クラブ</p> <p>○実態調査P29 <保護者の日中以外の勤務></p>			
経済的支援	<p>貧困状態にある子どもたちや親にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であり、生活保護、各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、対象となる世帯の受給や必要な世帯による活用や、活用促進のための相談支援体制の整備が必要です。</p> <p>○学用品等の負担が大きい一方、就学援助費に関して利用の仕方や制度について知らない家庭があることから、周知を徹底する必要。</p> <p>○安価で良質な学用品等を購入できるように工夫するなどの対応。 ○経済的支援とその他の様々な支援を組み合わせ、その効果を高める。</p> <p>○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療費等助成 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○【再】特別支援教育就学奨励費 ○【再】母子寡婦福祉資金貸付 ○【再】母子家庭等自立支援給付金 ○【再】ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付 ○【再】生活困窮者自立支援制度による住居確保給付金 ○【再】県営住宅へ入居する際の子育て世代への優遇措置</p> <p>○児童手当 ○【再】子ども医療費助成事業</p> <p>○【再】小中学生の就学援助制度</p> <p>○【再】生活保護による教育・生業扶助</p> <p>○【再】生活福祉資金貸付○【再】奨学のための給付金、貸付制度、就学支援金、授業料の減免など ○【再】夜間定時制高等学校夕食費補助 ○【再】学び直し支援金 ○【再】児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付</p>			
支援につなぐ体制整備	<p>子どもの貧困対策にあたり、行政や民間団体等による支援策を、支援が必要な子ども、家庭につなぐための体制整備が必要です。また、支援につなぐ以前に、まずは支援が必要な子ども、保護者、家庭への「気づき」が必要です。</p> <p>○「気づき」の機会は、学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室、子ども食堂といった地域における民間団体の活動など、様々な場面にあり。</p> <p>○持ち物や外見でわからない、本人が貧困を隠すなど、見えづらい貧困があることに留意。</p> <p>○「気づき」を支援につなげるため、SSWが十分に力を発揮できる環境整備が重要。市町村の福祉部門や児童相談所、地域と連携する体制の構築が必要。</p> <p>○複合的な課題を抱える家庭もあることから、子どもを取り巻く行政機関の「貧困」に対する当事者意識、専門職同士の連携が必要。</p> <p>○OSC・SSWの配置 ○教員への教育相談に関する資質向上研修</p> <p>○家庭教育支援チームの構築</p> <p>○実態調査P35 <子どもの所有物></p>			